路線名　近畿自動車道敦賀線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
敦賀市長谷六五号中ノ平一一四番から同市長谷六五号中ノ平一〇二番四まで	前	最小 五六	一一一
	後	最小 五六	

○国土交通省告示第六百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
古賀市薦野字原一〇八番一から同市薦野字原一一六〇番一まで	前	最小 二三五	一一三
	後	最小 二三五	四〇〇

○国土交通省告示第六百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
大野城市大字乙金八八七番三から同市大字乙金一五七三番三まで	前	最大 八四	一、〇三九
	後	最小 三一	
		最大 九八	
		最小 二八	

○東北地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
村山市大字土生田字道出四六二一番一から尾花沢市大字尾花沢字高田五五四三番一まで	前	二九・〇〇～一六六・〇〇	五・三三七キロメートル
	後	二九・〇〇～一六六・〇〇	五・三三七

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東北中央自動車道相馬尾花沢線　村山市大字土生田字道出四六二一番一から尾花沢市大字尾花沢字高田五五四三番一まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十五日十五時三十分

○関東地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長	備考
深谷市西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	A 九九〇～六一九五	一一一四〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二五六〇～二三七四一	一一〇八四	
		C 〇〇〇～一〇五七四	一一一四〇	
	後	B A 九九〇～六一九五	一一一四〇	
		二五六〇～二三七四一	一一〇八四	
		C・D 〇〇〇～一〇七二七	二一一五〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
新発田市下小中山一一番一から同市下小中山一〇番一まで	前	一八・六二～一八・七五	〇・〇六二キロメートル
	後	一八・六二～二三・二一	〇・〇六二

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所